

域区画は明確でない。墓地内は大きく15の平坦面が存在し、各面に墳墓が築かれている。上段に位置するA・Bや下段のOは比較的規模が大きい。また、AやGのように土壘状の高まりを利用して墳墓を区画している箇所も存在する。墓地内は3本の道が東西・南北ラインにそれぞれ走り、各平坦面の出入り口に接している。しかし、一部の平坦面には直接道から出入りできず、別の平坦面の背後から出入りするものもある。

## 5. 墓石の状況

墓は基本的に方墳状をした塚の上に墓石が置かれる。塚は一辺1~2m、高さ1m弱の小さいもの（小タイプ）と一辺3~4m、高さ1.5m程の大きいもの（大タイプ）との2タイプある。墓石の大きさも塚の規模に合わせて大小の2類型存在する。一部塚の前面に墓石が置かれているものがあるが、恐らく当初は塚の上にあったものが何らかの形で落下してしまい、その後その場で立て直したと推定される。墓の数は65基、うち墓石が存在するものは37基である。墓石は笠付石碑型が27基と最も多く、続いて五輪塔型の6基、方柱型2基、尖頭石碑型・笠付八角塔型が各1基となっている。

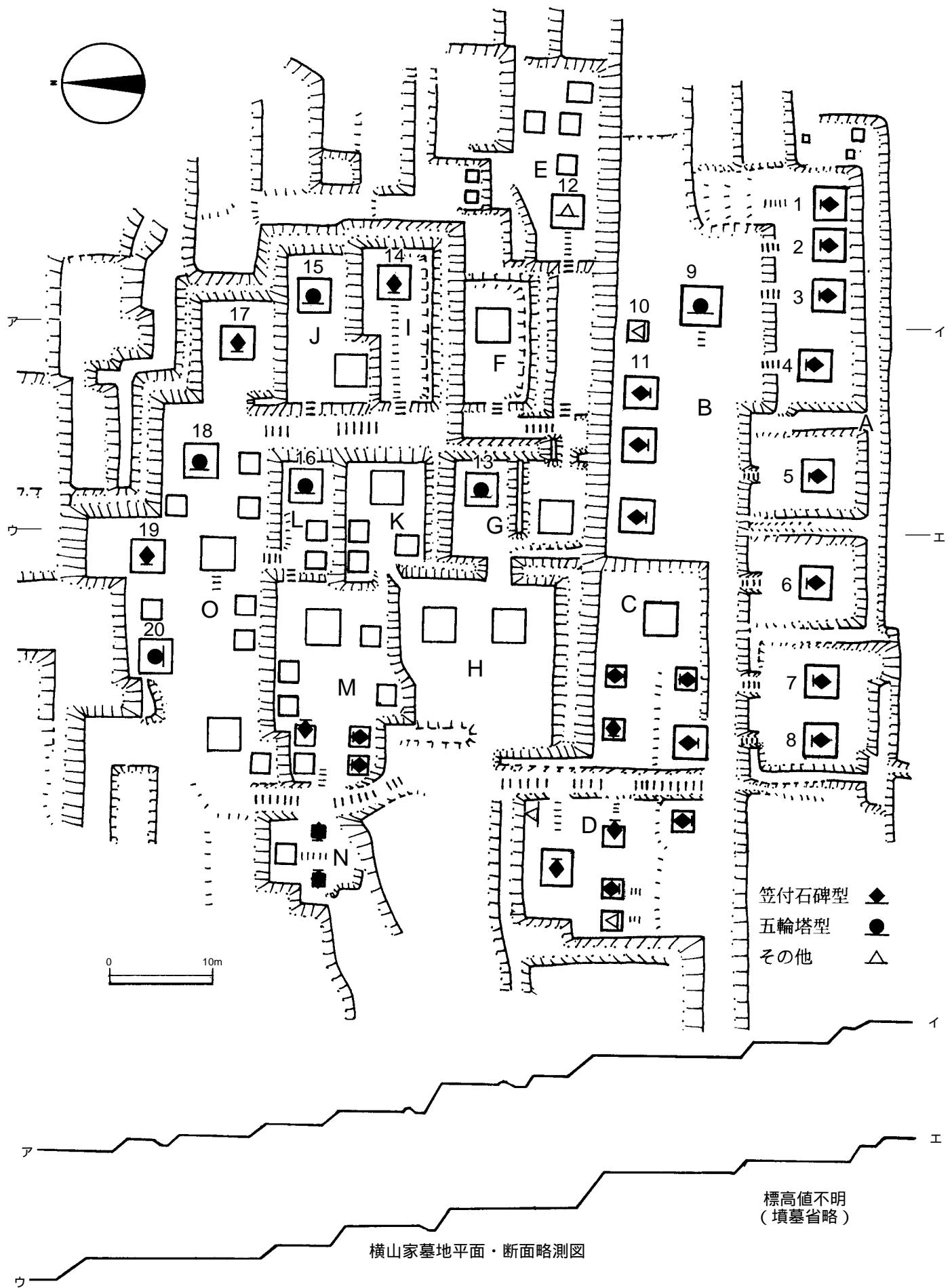
1箇所の平坦面には最低1基、最多13基の墓が見られ、大タイプのものが平坦面の中心に配置される。小タイプの墓は大タイプの墓の脇などに立てられる。

墓石のない塚だけ残っているものの中には塚前に石柱が立てられており、被葬者の名前が彫られている。ただし、この石柱がいつ、誰によって、何を根拠に立てられたか判明しておらず、やや信頼性に欠ける。

## 6. 墓地の構造

本節では横山家墓地内の築造変遷を追求していきたい。その前に平坦面に築かれている各墳墓の概要を説明していく。平坦面Aの5は8代当主隆徳（1711~1792）、7は9代当主隆盛（1783~1816）、3は10代当主隆章（1805~1860）、1は11代当主隆平（1844~1903）である。2は墓石の側面に「……・隆平之室」とあることから11代隆平正室の墓にあたる。そのため4・6・8のように各当主の墓に隣接するのはそれぞれの正室の墓と想定される。平坦面Bの中央には9の2代当主長知の墓が設置されている。長知は正保3（1645）年に没しているが、五輪塔地輪の左側面には「天保十五 辰年二月横山隆章修明之」と刻まれていることから10代隆章が天保15（1844）年に長知墓をこの場に移設したと思われる。11は12代隆俊、10は13代隆良である。平坦面Cは明治~大正時代、平坦面Dは幕末~明治時代にかけて据えられた墳墓群である。平坦面Eの12は横山家唯一の尖頭碑型をしており、延宝4（1676）年の銘が入っている。平坦面Fは墓石ではなく、石柱から7代当主隆達（1728~1776）とされている。平坦面Gの13の五輪塔は寛保2（1742）年のものであるが被葬者は特定できない。平坦面Hは大タイプが2基併設しているが墓石は存在しない。塚脇の石柱では3代当主忠次の父とその正室とされている。平坦面Iの14は正徳5（1715）年の銘が刻まれている。被葬者は特定できない。平坦面Jには五輪塔が1基確認され、5代当主任風（1658~1704）のものである。平坦面Kは4基確認されるものの墓石が残るものは1基もない。平坦面Lには五輪塔が1基存在するが、石の剥落が著しく記銘を解読することはできなかった。平坦面MとNは江戸後期~幕末にかけてのものである。Mの大タイプは石柱のみのもので、3代忠次（1625~1679）とされている。平坦面Oの17は元禄14（1701）年、18は貞享4（1687）年、19は享保2（1717）年、20は宝永2（1705）年の銘が入るが被葬者はわからない。

以上から概観すると墳墓の配置は江戸時代中期までは下段、それ以降は上段に立地する傾向にある。Oには墓域内で古いタイプに属する貞享4（1687）年銘の五輪塔が存在する。そこから東方へ向かっ



たところには元禄14（1701）年銘の入った<sup>17</sup>がある。その上のJ15の五輪塔は宝永元（1704）年のもの、さらに上段となるIの14は正徳5（1715）年の銘をもつ。平坦面H・K・L・M・Nは当該時期を示す墓石がないため明確な検討はできないが、Oから墓が立てられ初め、徐々に敷地拡大を東方や南方（上段）へ求めていったと推察される。特にI・J・Oの東側大溝は鉤型になっており、恐らく上段へ墓域を求める際、少しでも敷地面積を拡大しようという表れになるのではないだろうか。

平坦面K・LとI・Jの間に南北に走る墓道がある。この墓道はFの手前で終わり、墓地の外周となる大溝と合流する。ここで注目したいのはFとG間にある溝と道である。平坦面FはI・Jから続く墓道のラインが一致する。また、F・G間の溝ラインとK・Lの墓道から続くラインも合致する。これは元来Oから派生する墓道はGの奥まで延びていたことが推定される。また、F南側の溝を挟んだBと、空間地も小さな段差が設けてあることから、本来墳墓が存在した平坦地であったことが想定される。その後、平坦面I・Kと平坦面F・Gとの間に溝を巡らして墓道を分断し大きな境界線を引いてしまった。そして、その境界を引いた段階でFとGの区画を明確にするため墓道の半分はFへ通じるルート、もう半分は区画溝という形で改造したと思われる。また、平場F・G・I・K・L・Jは規模やプランが酷似していることから墓道を中心とした造成工事が隨時行われていったと考えたい。また、G・K・LはH・M・Oを通らなければ出入りすることができない変則的な構造となっている。

平坦面AとBは野田の集落と前田家廟所間の参道を意識した構造となっている。参道を東へ折れてまっすぐ進むとBに到着し、眼前には2代当主長知墓がそびえたつ。BとE・Gの間は鋭い急傾斜となって境界線となる。Aの4は10代当主隆章の正室とされる。墓石から没年は天保14（1843）年で、2代当主長知の墓移築の1年前である。また、10代正室に西隣は8代、9代の当主と正室の墓を土塁で囲みながら整然と配列させている。これらの状況から10代正室が亡くなった時、当主隆章がA・Bを大改修し、妻及び父母、祖父母の墓を再整備したものと思われる。その際、加賀藩主前田氏に仕えて最も功績を残した2代当主長知を尊敬する御先祖としてBの中央に置いたと思われる。C・Dは両平坦面の間を通る南北道から出入りする構造となっている。墓石の紀年銘から幕末から大正時代に築かれたもので、A・Bの造成が終わった後に新たに造られたと考えられる。

以上を考えると当初Oで築造された墓域はまず、H・Mと領域を広げ、それから東の方へと展開し、F・G・I・J・K・Lへと造成していくのではないだろうか。それが江戸時代中頃には何らかの事情で大溝が掘削され、I・KとF・Gとの間が分断された。その後、1843～翌44年に上段の大規模な造成工事が行われB・CとE・Gの間に大きな区画を設け、Bが横山家の墓域の中心地となって現在に至るという構造になっている。

## 7. おわりに

今回、横山家の墓地の略測図を作成し、これを基に墓域の造成状況と墓石に残された紀年銘から当地が大きく2回の改修があったことを想定してみた。しかし、被葬者の解明や墓石の形態・石質等調査しなければいけないことが多く残っている。休日に踏査を行うことしかできないため、片手間な作業に終始してしまうが、また何らかの形で報告していきたい。

最後に今回プライベートとなる場所での踏査や本稿の発表に対してご協力、ご尽力いただいた横山家末裔の貴広氏に深く感謝を申し上げます。

ここでいう特定できない被葬者とは法名等は明らかであるが、俗名・続柄が現段階で解明していないことを示す。

# 畠田・寺中遺跡第一号木簡観書

和田龍介

本木簡については、一九九九年八月一八日の報道発表を皮切りに、石川県埋蔵文化財センターの広報誌などで紹介されており、また吉川聰の集成による「一九九九年全国出土の木簡」に、釈文並びに遺跡の概略が掲載されている。

しかし、これらの報告等では木簡の釈文ならびに簡単な性格の推定しか行っておらず、また釈文についても報告者の誤記等による不一致が度々起きている。釈文の不一致についてはひとえに担当者である筆者の不注意によるものであり、ここに紙面を借りてお詫びしたい。

畠田・寺中遺跡の発掘調査はまだ緒についたばかりであり、正報告の刊行も未定であることから、現段階での釈文の確定とその性格についての筆者なりの見解を整理しようと考えたのが本稿の目的である。従つて本稿は概要報告的な面を持ちつつも研究ノート的な側面をも有しており、論題を「覚書」としたのはそのことによる。

なお、木簡の判読・釈文の作成については、国立歴史民俗博物館の平川南教授の「指導を賜った。

## 【遺跡の立地と出土状況の概略】

金沢市畠田・寺中遺跡は、日本海を間近に臨む大野川・犀川扇状地帯に立地する、古墳時代～中世の遺跡である（図1）。西を犀川、北東を大野川といふ二河川に挟まれ、遺跡地内には犀川支流のひとつである大徳川が流れれる。古代の畠田・寺中遺跡は、越前国（弘仁一四年以降加賀国）加賀郡大野郷に属していたと考えられる。『日本靈異記』下巻、宝龜元年のこ

ととする現報譚には、「<sup>(註)</sup>私は、越前國加賀郡大野郷、畠田村に有る横江臣成人が母なり（以下略）」とあり、現在の地名である「畠田」に比定してよからう。

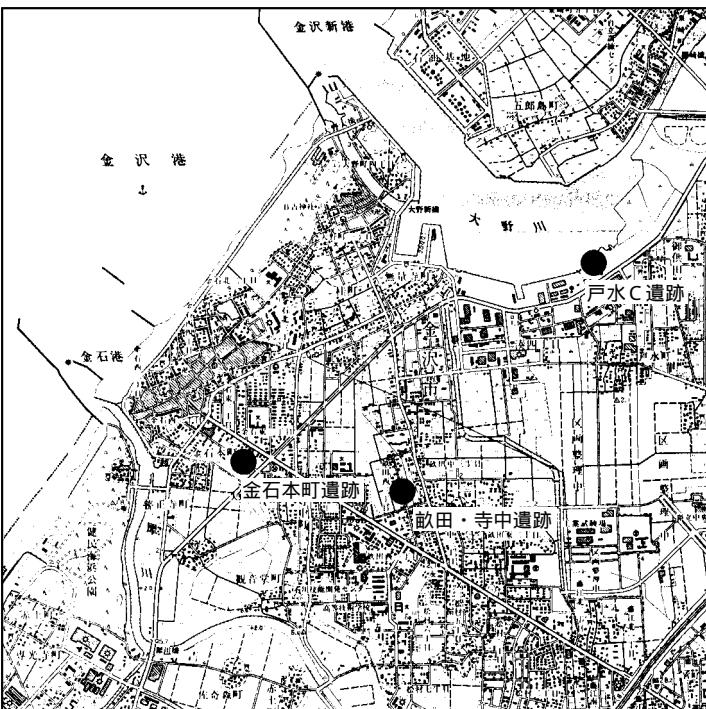


図1 畠田・寺中遺跡とその周辺 (S=1/50,000)

犀川・大野川河口部付近は県下有数の古代遺跡の密集地であり、古代加賀郡の様相を知る上で重要な地域である。大野川の河口付近には、加賀国府津と推定される戸水C遺跡を中心とする戸水遺跡群が展開している。八世紀後半～九世紀初頭に本格的な活動を開始する遺跡群である。

一方の犀川河口付近は、金石本町遺跡に代表される金石・畠田遺跡群とも呼ぶべきもので、本遺跡はこの群に属する。本群の大半の遺跡が八世紀後半～九世紀初頭から活動を開始する中で、金石本町遺跡、畠田・寺中

遺跡は七世紀末～八世紀前半から活動を開始する数少ない遺跡である。

金石本町遺跡はその立地と官衙的様相を持つ遺跡である」とから、郡津のよつて、「<sup>(註4)</sup>旧加賀郡による交通・物流・交易などを管理していた施設」と考えられている。<sup>(註5)</sup>金石本町遺跡の消長と時を合わせるように活発化する山水平遺跡の動態は、遺跡の変遷を考える上で興味深い現象である。

畠田・寺中遺跡における八世紀代の在り方については未だ不明な点が多いが、該期の遺物を出土する旧河道・溝などの遺物を概観すると、「天平二年（七三〇）」墨書き土器がもつとも早い時期の遺物であり、九世紀初頭、遅くとも中葉をもつて以降の遺物は見られなくなるようである。八世紀代の遺物を出土する遺構は遺跡地の北西（西側に多い）とかい、あるいは金石本町遺跡よりに中心施設が存在するのかもしれず、金石本町遺跡と密接な関係を有する遺跡と言えよう。

第一号木簡（以下畠田・寺中遺跡木簡と略す）は、遺跡地北端のB-2調査区を南東～北西方向に流れる、三一号溝肩部付近より出土した。

三一号溝は八世紀中葉～九世紀初頭の須恵器杯を中心として、墨書き土器「津」「山田」「男山」などが三〇点弱出土している。特に「津」墨書き土器は一〇点を超え、本木簡と並んで三一号溝を特徴づける遺物である。溝年代の上限については不明だが、木簡に「天平勝賣四年（七五〇）」の紀年があることから、遅くとも八世紀第3四半期にはすでに流路としての機能を持つていたであつた。規模はそれほどではないものの、何らかの施設（群）「じつつく流路であつた」と想定される。

【紙文】（図1）赤外写真、表記方法等は木簡学会様式に準拠

「天平勝賣四年上領  
戸主阿刀足人六十×  
妻答尋宅女冊×  
阿刀三繩冊束  
妻館氣奈加女×  
山邊足君冊×  
内麻呂廿×  
□□惡万呂×

合稻一匁 ×

田秋人冊×  
答尋女冊束  
刑マ小當廿束  
〔同カ〕  
姓味知麻呂十×

（103）×292×9 081剣式  
〔記載様式の検討〕

板材を横使いに用いており、現存法量一〇三×一九一×九三、天・左右端は両面キリ・オリ成形の痕跡を残すが、地端は潰れたような状態で一部の墨痕とも欠損している。用いられた板材は一尺×四寸ほどに復元することができ、この材を一枚上下に組み合わせるとほぼ正方形を呈する。木簡の規格性については平川南が<sup>(註6)</sup>定型化したそれを五枚とか十枚とか組み合わ

天平勝寶四年上人

一尚刀主人卒

妻卷身室女

尚刀三縄卅

馬鎧鎧氣太加止

送足石

牛毛毛

稻二

西秋人卅

暴也へ

利ア少當廿

ハ味知下久

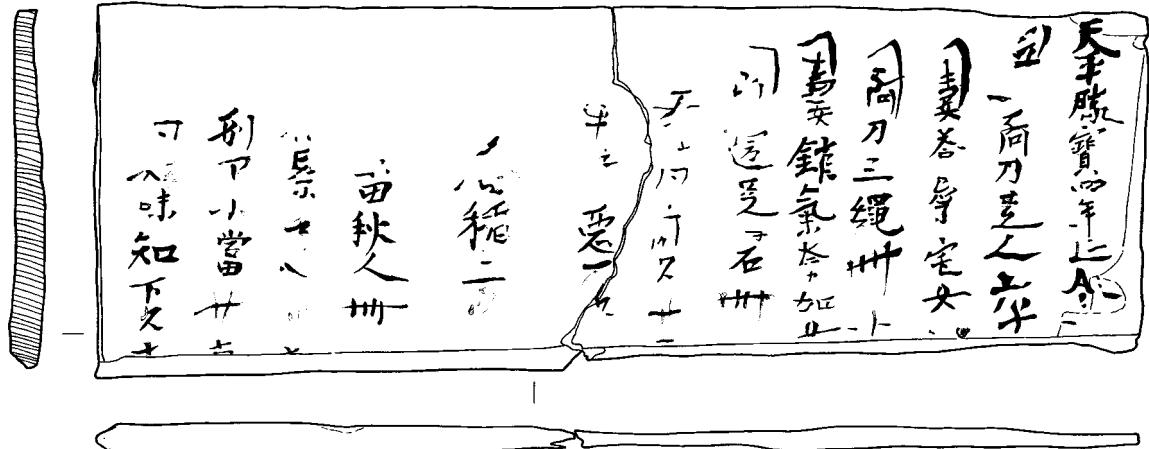


図2 畠田・寺中遺跡 第1号木簡実測図 (S=1/2)

せた際に正方形を呈することにより、札の紛失や数字・合点の視覚的チエックを可能にするのではないか」と指摘しており、本木簡も定型化されたカードのように用いられた可能性がある。

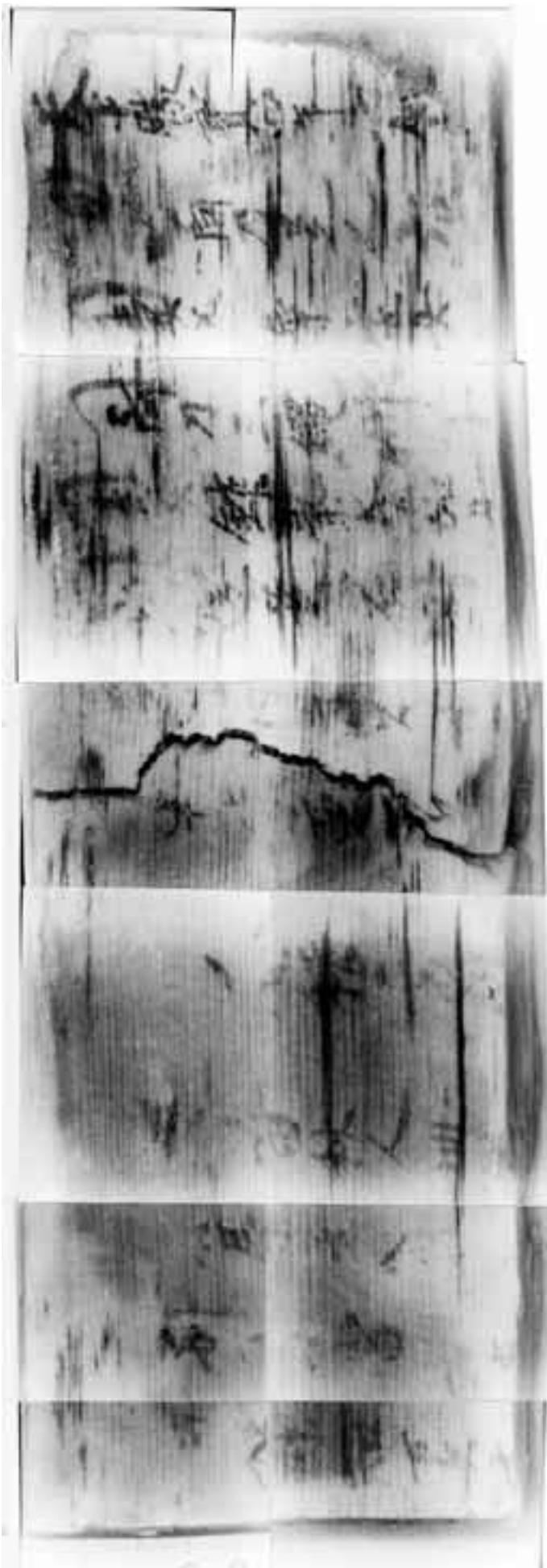
本木簡は現状で一片に割れているが、割れ口が引き裂かれたような状況を呈していることから取り上げ時に起因する破損である可能性が高い。また二次的加工の痕跡が認められないことから、使用後は何も手を加えられず廃棄されたものと考えられる。

墨痕は左半分（特に天に近い部分）がやや遺存が良くないものの、一段書一二行、楷書・小字で十一人分の歴名・年紀・総計記載を確認することができた。裏面は割られた状態をそのまま残し、墨痕は確認できなかつた。行間は九行目の「合稻一百」×の前後を除いて一七~一〇三とそつており、界線こそ無いが綿密な行割付けのもとに記載されたことがうかがえる。九行目の前後行はそれぞれ三〇・三一三である。

一行目は年紀。天をほとんど空けずに記される。「上領」は字の遺存が悪いが、年紀に比べ若干字が大きい。一~八行目は人名+稻束量の歴名で、二行目のみ天をほとんど空けずに記す。三行目~八行目は一字下げで書かれる。七・八行目は墨書の一部が判読できないが、三~六行目と同様の様式をとっていたことが推定される。

九行目は総計記載で、二字下げで記され、他行より若干字が大きくなっている。十~十三行目は再び人名+稻束量の歴名となるが、九行目とほどんど頭をそろえて記しており、一~八行目の歴名と区別を図るような記載である。五人目までは勘検を受けたことを示す合点が氏名の上に打たれている。合点及び稻束量については、墨痕の違いから追筆であると思われる。文字は若干崩し気味の楷書（真書）で、稻束量の数字に小字を用いていることから公式令でいうところの「公文」ではないが、行割付けに規格性がうかがえることから公文に準じた文書と見ることができる。あまり字形

畠大田・寺中遺跡 第1号木簡赤外写真（85%縮小）



や大きさにこだわらない閑達な筆遣いで、書に慣れた人物を想像させる。

書風については、「阿」字からある程度推測できることが東野治之の研究からわかっている。本木簡の「阿」字は、旁の「可」第一画目が阜偏のふくらみの下から引かれしており、六朝風の書の影響が見られる。東野によれば「写経の場合とは異なって、文書では古い書風の名残りが奈良時代後半まで存したらしく」とあり、本木簡もその可能性があることを指摘しておきたい。

記載様式をまとめると下記の通り。

年紀
(戸主・妻) 人名 + 稲束量
合計
人名 + 稲束量

記載内容が人名 + 稲束量の歴名を主体としており、中途で総計記載があることから帳簿の類とみてよからず。<sup>(註)</sup>小林<sup>昌一</sup>は、人名・稻束量が記載される文書として、歳入・歳出と分けたうえで次のような可能性を想定している。以下小林の成果に導かれるながら、本木簡についても同様に考察を行つてみたい。

歳入 田租、出拳本稻・利稻の回収、公田賃租の地子

については、小林の指摘通り把数以下の稻束量が現れるのは不可避で

あり、本木簡においても合致しない。については極めて蓋然性が高く、

これまでに出土している出拳関連資料との類似点も多い。ただし本木簡で

は稻束量が十束単位で、端数が現れないことから利稻の可能性は低い。

については、賃租公田の面積表示も無く、それを示すような記載も見られないので考えにくし。

歳出 交易物の代価支給、災異に伴う賑給、出拳本稻の支給

については品目の記載が無く、また中途での総計記載にも疑問を残す。

は、出雲国大税賑給歴名帳との比較でもわかるように、個人を示す情報が本木簡にはあまりにも少なすぎる。については、歳入同様にやはり蓋然性が高い。

以上の点から、本木簡を「出拳に関連する帳簿」木簡と考えてよじょうに思われる。以下、本稿では本木簡を出拳関連木簡であるという前提で稿を進めていきたい。

#### 【記載内容の検討】

##### (一) 年紀

本木簡では冒頭に「天平勝賣四年(七五〇)」の紀年が記されており、木簡の作成年代が明らかになつている。共伴する須恵器も八世紀中頃~九世紀初頭の年代觀をもつものであり、矛盾しない。「天平勝賣」の「賣」字は、俗字が用いられてくる。

このように人名 + 稲束量の様式を持つ木簡で冒頭に年号を記す例は、管見の限りでは<sup>(註)</sup>吉城県田道町遺跡<sup>(註)</sup>地点木簡が唯一の例である。

延暦十一〔年カ〕  
合四百六十四〔束カ〕  
刀九〔部カ〕  
真野公九  
真野〔公カ〕  
奈女

一段書と二段書という違いはあるが、冒頭に年紀を持ち、総計記載がある」とは畠田・寺中遺跡木簡を考えるうえで貴重な類例となる。

また年紀ではないが、冒頭に月日を記す例としては兵庫県吉田南遺跡木簡の例がある。

- ・「十月 日 火 万呂秋力六十揃 [火力] 正
- ・「 静万呂卅一揃力一束四巴 持
- ・「 二束七巴 廿七束四巴 八十七束 [方力]

これまでに出撃に関連する出土文字資料（木簡、漆紙文書等）は約一五例ほどが知られているが、それらの出土時期はおおまかに七世紀～八世紀初頭と、八世紀後半～九世紀初頭の二つに分けられる。特に八世紀後半～九世紀初頭に出土例が集中することは、それだけ出撃貸付・収納に伴つ事務が繁劇になっていたことを示す証左と言えるだろう。また国家財政に対する地方負担増なども、より出撃に対する関心の高まりとそれに伴つ文書事務の激増を喚起したものと想像される。

- 「これらの中にあって、畠田・寺中遺跡木簡の持つ「天平勝賣四年（七五〇）」といふ年紀は、これまでの出土例に無い八世紀中葉といつ時期を埋める資料として大きな意味を持つものと思われる。
- 年紀下には、木簡が一部破損して読みとくことの「上領」の一文字が記されている。「上」については福岡県井上薬師堂遺跡の「見上出撃一千七束」や、新潟県下ノ西遺跡第一号木簡の「殿門上税四百五十九束先上」「三十五束後上一百九束」（傍点筆者）に見られるような使われ方と同様のもので「たてまつる」ほどの意である。『領』についてはやや意味がどうじづらいが、「統べる・おさめむ」「受ける」のよびな意味であろうか。

(1) 繰柄表記  
本木簡の歴名には、「戸主」「妻」の継柄表記が見える。「戸主」の表記は第二行目、「妻」の表記は三行目と五行目に見ることができる。一行目の阿刀足人を除いて戸主が見えない」とや、「妻」の継柄表記を持ちそれが複数にわたる」とから、本木簡は阿刀足人を戸主とする阿刀足人戸について記しているものと理解したい。

このように人名+稻束量を記載する木簡で「戸主」表記のある場合は、おおむね某戸を代表するものとして「戸主」の記載が見えるものが多い。また戸主以外の氏名が現れる場合でもその継柄を記さないものがほとんどである。たとえば戸主某+稻束量記載の例は、静岡県伊場遺跡五一号木簡に見ることができる。

- 戸主若倭マ石山六
- 廣麻呂九束
- 戸主若倭マ足嶋九束
- × 飯依 知麻呂束
- 戸主 尔マ刀良
- 依戸口同マ色夫知四束
- 馬主 馬主戸主宗宜マ馬依四束
- 万呂 尔マ吉麻呂廿束
- 一束代毛牡馬
- 戸主若倭マ足

この五一号木簡では記載されている稻束量が少なく一人分としかそれなりことから、戸主がその戸を代表しているわけではなく、戸主にのみ出撃が割り当てられていたものと考えられる。このため、直接的には畠田・寺中遺跡木簡と様式の共通性を持つとは言い難い。

秋田県秋田城跡三六次第一号漆紙文書（以下「秋田城漆紙」と略す）では戸主以下の歴名があることで、本木簡に近い様式を持つ。

〔伯カ〕 淀拾人  
〔稻カ〕 拾參束伍把

直忍麻呂戸口

〔刀カ〕 麻呂貳束

〔伍束〕

丸子〔刀カ〕 自賣伍束

〔貳束〕

戸主秦連恵尔〔刀カ〕

〔伍束〕

戸主磯部小龍戸口

束

部小刀自賣伍束

戸主宍太部道石伍束

Iの一号文書では戸主が複数人おり、冒頭に百七十人と見えることから、戸単位ではなく、郷のような上部単位でまとめたものと考えられる。

続柄+人名の歴名様式を持つ文書としては籍帳がまず浮かび上がるが、本木簡では全ての人名に対しても続柄を記していない。書き方として「戸主某」から一字下げで妻以下の歴名を記すのは一部の籍帳に見られる記載法で、養老五年下総国葛飾郡大島郷戸籍、天平四年山背国愛宕郡計帳、天平二年越前国江沼郡山背郷計帳、多賀城山王遺跡第一七次第三号漆紙文書（計帳断簡）などがある。

〔平川南〕によれば古代籍帳は、大きく御野型、西海道・下総型に分けられ、大宝律令施行前にあつた御野型・西海道型の籍帳記載様式は、大宝律令施行後の籍年すなわち養老五年籍において記載様式の統一がなされたとする。

養老五年籍である下総国型戸籍の特徴をまとめると以下のようにある。  
氏姓記載が外部入籍者も含めて原則全てを記載する

戸構成員の記載順序は、戸主の血縁の親近性に基づく男女混同記載をとる

戸主某から一字分下げて以下の歴名を記載する

これらの特徴は畠田・寺中遺跡木簡にも見ることができる。について

は「同姓」表記のある一人を除いて姓を記している。については戸主同族（阿刀姓）が少ないので必ずしも明らかでないが、後の方の歴名に阿刀姓が見られないことからこの様式に沿っているものと推定できる。については本木簡を特徴づける様式である。

その一方で、妻以外の男女弟妹といった続柄表記が本木簡には見られないが、Iでは出挙の実施に際し、戸主とその妻がかなり重要視されたのではないかという推測を述べておくにとどめたい。

以上のことから、本木簡は籍帳の類を基礎として作成された帳簿であると考えることができる。

### (二) 歴名

本木簡には、合計記載前七人、記載後四人の合計十一人分の歴名が記されている。また前六人は鍵状の合点が追筆で付されている。七人目については行前半部の墨痕が失われているが、おそらく前六人同様に合点が打たれていたものと思われる。これら十一人の歴名は整然とした割付規則のもとに記されており、木簡の両端に破断の痕跡も見られない。その割付の規則性から、総計記載後の四人は後日の追筆とは考えにくく、作成当初から前七人と区別して書かれたものとみなすのが自然であろう。つまり本木簡の十一人は、ある意図なり規則性を有したまとまりであると捉えられる。このまとまりを検討するにあたって、以下の点が参考になる。

#### 冒頭の「戸主」記載

戸主同族（三行目）、戸主妻の同族（一一行目）が確認される  
記載様式が籍帳引き写しと考え方をとる

この三點から阿刀足人戸口歴名の可能性が想定できるが、Iの場合に疑問となるのは、戸口歴名にしては人数が少なすぎる点、合計記載以下の四人は前七人歴名から一字下げで記されており、これら四人も戸口に含まれるのかどうかである。

八世紀段階の正税出挙の「誰に（どれだけ）貸し付けるか」については必ずしも明らかでないが、後年の大同三年太政官符（類聚三代格』卷十四）は出挙に関する諸規定を定めた数少ない史料である。

#### 太政官符民部省

##### 東山道出挙正税事

右凡出挙正税者。總計国内課丁。量其貧富。出挙百束已以下十束已上。依差普挙。不須偏多。各為一春夏均給。並對檢班給不許詐賣。或負死者令国司審察依実免除。若所司許容奸詐者。科違勅罪永不任用。若有人糾告。其物即給告人。自餘庶事一同常例。

大同三年九月二十六日

「これによれば出挙は、「課丁に貧富の差に応じて、十束以上百束以下を春夏一回均等に貸し付ける」とあるが、課丁だけに出挙が限定されていないことは、本木簡ならびに秋田城漆紙、<sup>(註)</sup>天平十一年備中國大税負死亡人帳（以下「備中國大税死亡人帳」と略す）において女性の名前があることから明らかである。

また『類聚國史』所収の大同二年九月東山道觀察使安倍朝臣兄雄言上記事には、「当道准戸口數増減為挙」とある。この史料を受けて大同三年の官符が出されているとすれば、元は戸口の人数に応じて負稻量が決定されていたのが、課丁を単位として「その貧富の差に応じて」決めるように方向修正したものとみなすことができる。

備中國大税死亡人帳を始め秋田城跡漆紙、鹿の子遺跡第一七四号漆紙文書など、大同三年官符以前の出挙関連資料では、歴名を有する資料のほとんどが出挙が課丁だけでなく戸口にも貸し付けられていたことを示唆している。また大同二年東山道觀察使言上の記事も戸口を意識しており、ハ

世紀段階においては戸口に貸し付ける在り方が一般的であり、それがやがて課丁ないし戸主に收取されていったのではなかろうか。

以上、半ば既知となっているような見解を繰々述べ、本木簡が戸口歴名である可能性を探つてみたが、戸口にしては数が少なすぎる点については未解決のままである。戸内の出挙貸付者のみを抜き書きしたものと考えるのが妥当であろうが、本木簡からそれ以上のことを読みとるのは困難である。

次に総計記載以下の四人の性格について簡単に触れておきたい。この四人の名が追加的に記されたものではないことにについては、本木簡の持つ整然とした割付からそういうことが理解できる。またこの四人が阿刀足人戸の戸口であるかについては、十一行目の「答尋女」が戸主の妻である「答尋宅女」の同族である可能性があり、現時点ではこの四人も阿刀足人戸口であると理解しておきたい。

しかし総計記載前の六人よりも一字下げで名前が記され、合点が付されていないことは明らかに前六人とは（計算上でも）区別するための書き方とみなさなくてはならない。この場合考えられる可能性としては、死亡者 寄口、奴婢 出挙稻未納者などが考えられる。まず負稻量から 奴婢の可能性は考えられず、寄口であっても税制上の扱いは一般戸口と変わらないはずでこれも考えがたい。残る可能性は、であるが、大税死亡人帳に見られるような年齢・死亡戸口などの記載が無い」とから、未納者としておきたい。

木簡の歴名の記され方にあたつては、国衙レベル、郡家レベル、それ以下（郷家？）での出土によって変わってくるであろうし、単純な木簡の比較では明らかにし得ない側面を持つている。出挙事務に必要とされる情報が各レベルで異なっていることは、これまでに出土している木簡・漆紙文書の記載方法が多様なものであることからも推すことができる。

個々の戸口の歴名を詳細に記した貸付・収納帳簿・・・畠田・寺中遺跡木簡、伊場遺跡五八号木簡、田道町遺跡木簡、(鹿の子)遺跡一七四号漆紙文書)など

戸主の歴名を記した帳簿。これは戸口分を戸主で代表させたもので、戸主のみに出挙が行われていた場合の一通りの可能性が考えられる。・

#### ・伊場遺跡五二一号木簡

郡・郷などの単位で一括したもの・・・秋田城漆紙がこれに相当しようと。現在木簡ではこのような資料は見られないが、この段階になると郡稻帳等のように淨書され、国府ないし中央政府に提出する文書として整備されているからであろう。歴名ではないが、出挙稲を計算したものなどはいくつかの例がある。

(註3) 文書(木簡)に記される情報としては、の順に省略化されいく。まず国府より郡の出挙割当量が郡家に示された後、のような詳細な帳簿が、郡家歴名(広義での計帳)を下敷として戸口とに作成される。出挙が春夏二回に分けて行われていたことを前提とすれば、春出挙について手実作成時期に重なり当年度歴名を使用するのではなくて前年度歴名を下敷に作成されたのである。一方夏出挙時には計帳は(郡の段階では)完成しており、当年度歴名を下敷に行われていてよ。考え方としては次のようになれば。

#### 天平勝宝三年度歴名・・・天平勝宝三年夏出挙、天平勝宝四年春出挙

天平勝宝四年度歴名・・・天平勝宝四年夏出挙、天平勝宝五年春出挙  
この時には戸単位のカード状木簡と、鹿の子(遺跡漆紙)のような出挙貸付原簿が作成される。この原簿は最終的に淨書され、国府に提出されたのである。はをとりまとめたもので、国府提出文書のための作業文書と考えられる。おそらくこの段階までが郡家の作業であったであろう。これら郡家で作成された出挙関係文書は、八月に進上される出挙帳作成のた

めに国府に提出される。出挙の収納時期は出挙収納木簡などを見ると九月に集中しておらず、従つて国府に提出された出挙関係文書には収納の事実は反映されない。実際、唯一の出挙帳とされる天平八年伊予國正税出挙帳には夏出挙までの事項しか記されていない。収納稲の管理文書については別途提出されたのである。

出挙事務において木簡が用いられるのも「の郡家段階までであり、」になると、国府において郡家から提出された資料を基に作成されたものであることがうかがえる。に相当する木簡の出土例がないのはこのような文書事務の流れによるものである。

さて、畠田・寺中遺跡木簡はの段階に相当するもので、出挙事務の末端において用いられた作業用帳簿であることがうかがえる。戸口ないし春夏の表記が見られないのは、出挙貸付時の木簡ではなく、出挙収納時の木簡であることを示しているのである。

「」では歴名(=帳簿)のみで分類したが、ハ木充は出挙関連資料の区分として出挙を示すもの、稲の貸付に関するもの、出挙稲の収納に関するもの、の三つに分けている。

#### (四) 稲束量(負稻量)と総計記載

本木簡には、歴名下に〇束と「稲束量と、九行目に「合稲一百×」という総計記載がある。出挙関連木簡どこの性格上、この稲束量は出挙貸付額(負稻量)を示すものと思われる。

総計記載を持つ出挙関連資料は秋田城漆紙文書及び田道町遺跡(地点木簡、茨城県鹿の子)遺跡一七四号漆紙文書があるが、「合稲」の語は本木簡が初見である。この総計数は、歴名下稲束量と総計記載が一部欠けているため正確な数量は算出できないが、総計記載前の七人分の負稻量を足すとほぼ「の「一百×」と「う数字になつてくる(確實に判読できるもの総計で一六〇束)。この数字は前七人分の負稻量合計と見てよだら。

周知の通り出挙は春夏の一回に分けて行われ、鹿の子<sup>(桂)</sup>遺跡第一七四号漆紙文書（以下鹿の子<sup>○</sup>遺跡漆紙と略す）では割書で春夏別の負稻量が記されている。

月月○十	「稻五百五十束」
女五月○○「九月廿八日布一段」	〔人カ〕
「マ廣足三月○卅九月十一日井九月廿九日九月廿二日井九月廿八日一段〔布ガ〕」	「マ廣足五月○廿九月廿九日九月廿二日井九月廿八日一段〔布ガ〕」
若櫻マ尼女五月○廿九月廿二日井九月廿八日一段〔布ガ〕」	刑マ三成女五月○十
刑マ直廣足五月○卅九月○廿	刑マ綾万呂五月○卅〔+タ〕
刑マ廣主五月○卅〔+タ〕	稻虫女五月○卅
五	三○

して、原則二十束、それ以外は年齢によって十ないし五束が割り当たられたのであるつか。男女間の差異については本木簡から読みとるのは困難であるが、一一行目の「答尋 女冊束」から類推すると男女で負稻量の違いはなかつたようと思われる。

負稻量については各資料とも「せひばひだ、一見定数のよひなものが無によつて見える。たとえば秋田城漆紙では一、二束の端数であるし、正税帳などに散見される死者負稻量を見てもおよそ共通傾向は見出だし難い。しかし畠田・寺中遺跡木簡や鹿の子<sup>○</sup>遺跡漆紙などでは十を単位とした端数の無い数字であり、出挙利稻算出の便を考えて」のような数字が決められたと考へるべきであろう。

### 【まとめ】

以上の考察から、畠田・寺中遺跡第一号木簡の特色をまとめると次のようにならう。

冒頭に「天平勝寶四年」の年紀を持ち、作成年代の明らかな木簡である。またこれまで類例の少なかった八世紀代の出挙関連資料として、資料価値を持つものである。

その記載様式から阿刀足人を戸主とする戸口歴名とみなすことができる。「戸口」との負稻量が把握できるが、総計記載を持つことからも明らかのように戸を単位として出挙貸付・収納を把握していた事実を裏付けるものである。

木簡材が横使いで一尺×四寸、これを上下につなぎ合せると約一尺四方の正方形に復元でき、規格性をそこにつかがうことができる。おそらく各戸」といふような木簡が作成され、カードのよひにして管理しているのであらう。

鹿の子<sup>○</sup>遺跡漆紙が延暦年間のものと想定されることから、この官符は春夏一回（そしておそらく均等貸付も）の慣行を追認したものであらう。本木簡では「天平勝寶四年」の記載のみで用（季節）の記載が無い」とから、通年の負稻量を示すものと判断される。負稻量は十束を単位とした数字であり、出挙本稻のみを記しているのであらう。

字形が判別できるものでの負稻量は、戸主の六十を最大に四十・二十・十であり、春夏等分貸付とすると一回あたりの負稻量は三十・二十・十・五束となる。端数は無く、整然とした負稻量である。戸主の三十は別格と